

外国人のための裁判上の離婚手続についてのご案内

1. 協議離婚と裁判上の離婚

- 韓国民法による離婚は協議離婚と裁判上の離婚とに分類されます。
- 夫婦が互いに離婚及び未成年の子供の養育に関する事項に合意した場合には協議離婚手続により離婚することができます。
- 夫婦間で離婚について合意ができなかった場合には協議離婚をすることができず、裁判所に対し、離婚訴訟を提起し、又は調停を申し込むことができます。

2. 離婚訴訟の提起

- 夫婦間で離婚及び財産分割に関して協議が整わなかったり、未成年の子供に対する親権、養育権、養育費及び面接交渉について争いがある場合、又は婚姻関係の破綻に責任のある相手方に対して慰謝料を請求するときにはこれを請求する訴訟を家庭裁判所に提起しなければなりません。
- 裁判上の離婚手続においては、離婚以外に慰謝料、財産分割も請求することができます。当事者がこれを請求しない場合には、裁判所はこれに関する判決はしないこととします。
- 「慰謝料」請求とは離婚訴訟の一方が婚姻関係の破綻に責任のある相手方に対し、精神的な損害を金銭的に賠償するよう求めることをいいます。
- 「財産分割」請求とは夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分割するよう求めることをいいます。

- 夫婦の間に未成年の子供がいる場合には、子供に対する「親権者及び養育者の指定」, 「養育費の負担」及び「面接交渉」に関する事項を定めなければなりません。

3. 裁判上の離婚事由

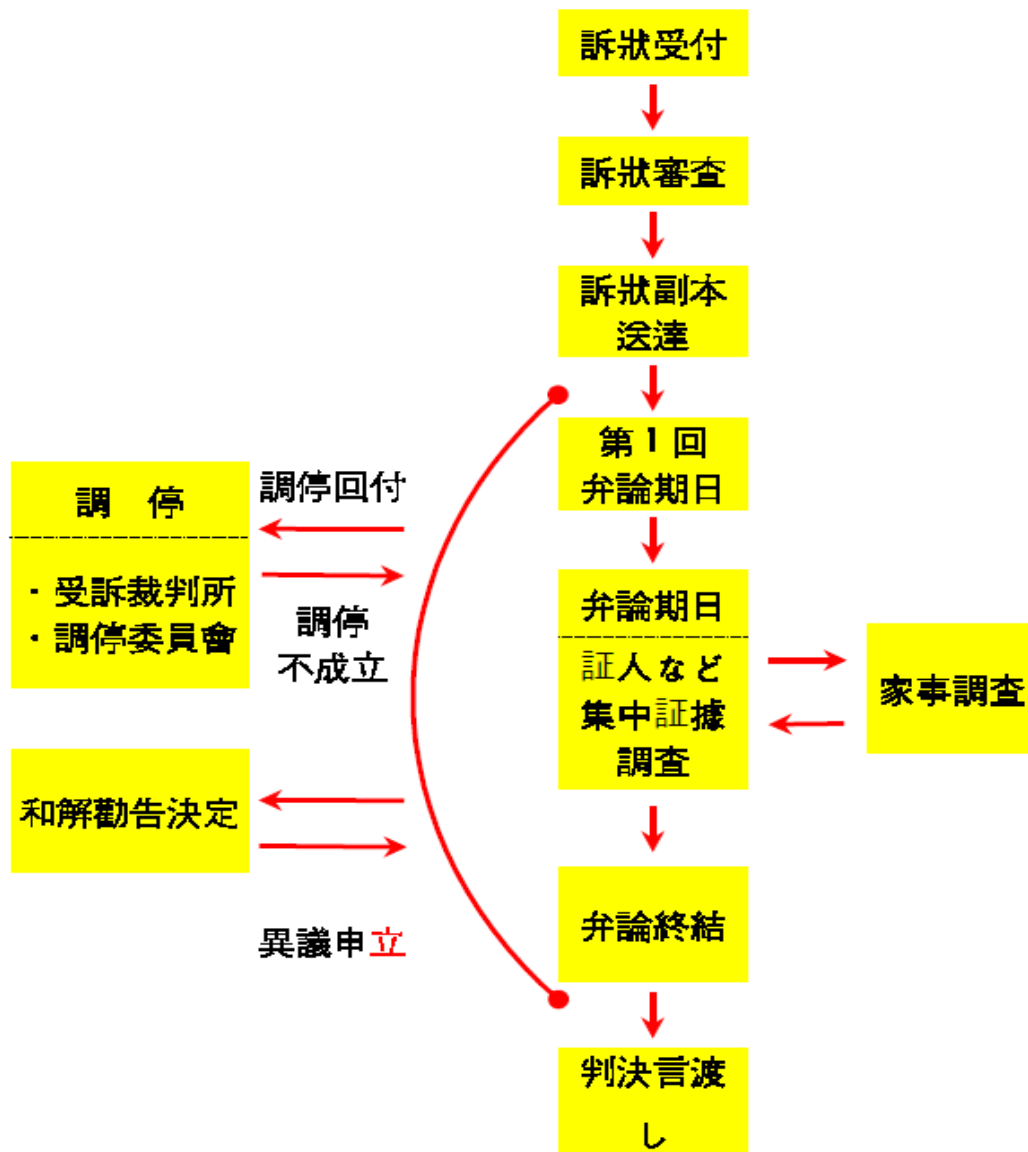
- 韓国民法第840条によれば、次に掲げる事由のうち、いずれかに該当すると認められる場合には裁判上の離婚を請求することができます。

民法第840条（裁判上の離婚原因）

夫婦の一方は次に掲げる事由がある場合には、家庭裁判所に離婚を請求することができる。

1. 配偶者に不貞行為があるとき
2. 配偶者が悪意で他の一方を遺棄したとき
3. 配偶者又はその直系尊属から著しく不当な待遇を受けたとき
4. 本人の直系尊属が配偶者から著しく不当な待遇を受けたとき
5. 3年以上生死が不明となったとき
6. その他婚姻生活を継続し難い重大な事由があるとき

4. 訴訟又は調停手続の概要



5. 裁判上の離婚手続

ア. 訴状副本の送達

- 原告が裁判所に訴状を提出すれば、裁判所は訴状副本を被告宛てに送達し、被告の住所が不明な場合には一定の要件の下に公示送達を通じて送達の効力を生じさせます。

イ. 事前処分

- 訴えを提起し又は調停を申立てた場合、結論が出る前に緊急の必要がある場合には事前処分を申立てることができます。
- 裁判所は当事者の申立がなくとも必要な場合には職権で事前処分の決定をすることができます。
- 事前処分は、例えば次のような場合に可能です。
 - ・ 相手方の接近禁止が必要な場合
 - ・ 生活費又は未成年の子供の養育費の支払いを受けようとする場合
 - ・ 面接交渉をしようとする場合
- 事前処分の決定は、これを告知された後、7日以内に即時抗告することができます。事前処分の決定は確定することにより効力が発生します。
- 家庭裁判所は、確定した事前処分決定に違反した者に対して 1,000 万ウォン以下の過怠料に処することができます。

ウ. 弁論

- 訴状副本が相手方に送達されると、裁判官は弁論期日を指定して通知します。弁論期日には、特別な事情がない限り本人が出頭しなければなりません。期日呼出しを受けた者が正当な理由なく出頭しなければ家庭裁判所は50万ウォン以下の過怠料に処し、又は勾引することもできます。
- 弁論期日には当事者らが各々主要事実（例えば：裁判上における離婚原因となる事実）を主張し、それに対する証拠を提出し、証人尋問などの証拠調査も行われます。
- 民事事件とは別に離婚事件は職権主義が適用されるため、家庭裁判所は当事者が主張しない事実を判決の基礎とすることができ、職権で事実調査及び証拠調査をしなければならず、何時でも当事者又は法廷代理人を尋問することができます。

エ. 家事調査

- 裁判所は弁論期日を進行する前に又は進行中に家事調査官に家事調査を命じることができます。家事調査は調停手続においてもすることができます。
- 家事調査官は心理学、社会学、経済学、教育学その他専門的な知識を活用して婚姻関係における破綻の原因など主要事実に対する事項のみならず、事件関係人の学歴、経歴、生活状態、財産状態と性格、健康及び家庭環境などに対しても調査をすることになります。
- 家事調査の内容は次のとおりです。
 - . 事実調査:婚姻関係における破綻の原因、婚姻中に獲得した所得の形成過程、未成年の子供の養育環境などに対する調査、心理調査など。
 - . 調停措置:家事調査官が直接又は外部機関と連携してする心理相談、薬物治療、賭博中毒治療など。

オ. 調停

- 調停期日には当事者が出席しなければなりません。訴訟代理人と共に出席することもできます。
- 調停期日に裁判官又は調停委員の勧めにより両当事者が合意した場合には調停が成立します。調停が成立した場合には、裁判所は当事者間で合意された調停条項を記載した調停調書を作成して両当事者に送達します。
- 調停が成立しない場合には「調停に代わる決定(強制調停)」をすることができる。両当事者が調停に代わる決定が送達された時から 14 日以内に異議申立てをしない場合には、その決定が確定します。
- 調停調書又は確定した調停に代わる決定は、確定判決と同一の効力を有します。したがって、調停が成立すると当事者は調停の内容に不服を申立てることができません。

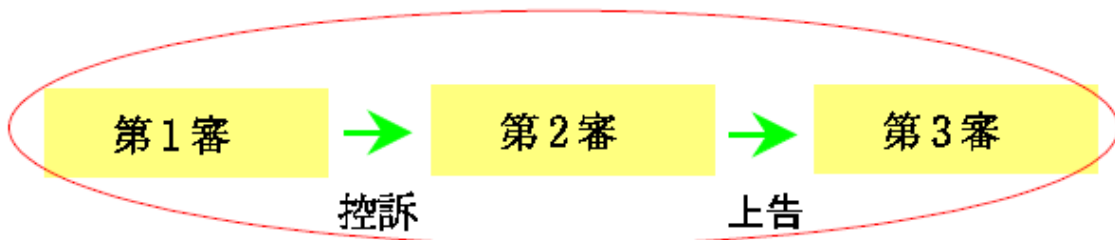
カ. 和解勧告決定

- 事件を担当した裁判部は、訴訟が継続する間、事件の公平な解決のために職権によって和解勧告決定をすることができます。
- 当事者は和解勧告決定が送達されてから2週間以内に異議申立てをしない場合には上記の和解勧告決定が確定し裁判が終結します。
- 和解勧告決定が確定すると当事者はこの決定に不服を申立てることができません。

キ. 判決の言渡し

- 裁判所は事件に関する審理が終われば判決を言渡します。

ク. 不服手続(上訴手続)



- 当事者は、第1審の判決文が送達されてから2週間以内に控訴することができます。控訴する場合には、判決が宣告された裁判所に控訴状を提出します。
- 控訴審で判決が宣告されれば、控訴審判決が送達されてから2週間以内に大法院（最高裁判所）に上告することができます。上告する場合には控訴審裁判所に上告状を提出します。

- ①第 1 審判決の宣告を受け、控訴しないまま控訴期間が経過したとき、
②控訴をし、控訴が棄却されてから上告しないまま上告期間が経過したとき、
③控訴棄却の判決に対して上告し上告が棄却されたとき等には、第 1 審判決が確定します。
- 公示送達により進行し、判決が宣告された場合などのように、判決が確定した後、被告が離婚判決があったことを知った場合には、被告は本人の責めに帰さない事由により上訴期間を守ることはできなかったことを疎明して控訴することもできます。これを追後補完控訴(追完控訴)ともいいます。
- 判決内容が実質的に変更されない範囲内で、誤った記載(住民登録番号又は登録基準地の誤記など)がある場合には、当事者が判決を下した裁判所に判決更正申請をすることができます。

ケ. 判決等の確定後の手続

- 事件が判決の宣告や調停等により確定した場合にも家族関係登録簿上の身分関係を整理するためには、判決等が確定した日から一ヶ月以内に判決(又は和解勧告決定)謄本、送達証明書、確定証明書を、調停が成立した場合にはその日から一ヶ月以内に調停調書謄本をそれぞれ添付して登録基準地又は申告人の住所地において申告をしなければなりません。
- 判決確定証明書、送達証明書は、裁判を受けた裁判所から交付を受けることができます。

6. 国籍取得と国内滞在資格

- 国籍取得又は国内滞在資格は、裁判所が管轄する事務ではなく法務部の所管です。
- 国籍取得及び国内滞在に関しては、法務部の傘下にある出入国・外国人政策本部のホームページ(www.immigration.go.kr)にアクセスすれば情報を得ることができます。

7. 外国人のための通訳及び訴訟救助の案内

ア. 通訳の支援

- 家庭裁判所は韓国語が十分ではない当事者のために、法廷通訳人の選定及び通訳費用に関する訴訟救助を積極的に支援しています。裁判期日に通訳をしてくれる人がいないときには、予め裁判所に通訳人の選定申請をして下さい。

イ. 訴訟救助

- 訴訟救助とは訴訟費用を支払う経済的能力のない人のために国がその費用を補助する制度をいいます。訴訟救助が決定されると当事者の訴訟費用のうち、一定の項目について国が代わりにその費用を支払うこととなります。
- 訴訟救助の対象となる訴訟費用は、通常、印紙代、送達料、通訳料、鑑定費用、弁護士報酬などです。

ウ. 外国人のための指定弁護士制度

- 「ソウル家庭裁判所」は、ソウル地方弁護士会と連携して外国人の訴訟救助のための指定弁護士制度を実施している。外国人が裁判所に問合せれば、裁判所は「外国人訴訟救助弁護士団」を案内し、外国人が訴訟救助申請手続及び訴訟救助決定後、弁護士を選任する過程において困難を生じないよう助力します。
- 外国人のための訴訟救助指定弁護士制度の実施により外国人の当事者は、相談から訴訟救助まで、いわゆるワンストップの法律サービスを提供されることとなります。